

第21回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成28年2月19日 11:30～11:50

場所：経済産業省 本館 2階 西8共用会議室

議題

1. 供給約款等以外の供給条件の認可について
2. 託送供給等約款以外の供給条件の認可について
3. 離島供給に係る約款以外の供給条件の承認について
4. 軽微な事項等の議事の取扱いについて
5. 小売電気事業者に対する改善指導について
6. 小売電気事業及び小売供給の登録審査状況について

○八田委員長　それでは、ただいまより第21回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

本日の議事は、供給約款等以外の供給条件の認可等についてです。

それでは、議事に入らせていただきます。電気事業法に基づき、経済産業大臣から当委員会への意見聴取が行われた特例認可及び特例承認の申請について、事務局より検討結果のご報告をお願いいたします。新川課長、お願いいたします。

○新川取引監視課長　取引監視課長の新川でございます。よろしくをお願いいたします。

お手元に資料3がございます。供給約款等以外の供給条件の認可についてという資料でございます。

平成28年1月22日付で九州電力株式会社より、経済産業大臣に対して、選択約款として適用されております口座振替割引等を取り込むための供給約款の変更の届け出があったところでございます。これに伴い、平成27年5月29日の口永良部島、新岳の噴火による被害

により災害救助法が適用されております鹿児島県熊毛郡屋久島町において被災した電気の需要家に対する特別措置についても、同日付で経済産業大臣に対して認可申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答についてご確認いただくということでございます。

主なポイントのところでございますが、1月22日付で九州電力株式会社より、経済産業省に対し、選択約款として適用されております口座振替割引等を3月以降取り込むための供給約款の変更届け出がなされております。

先ほど申し上げましたように、災害救助法が適用されております屋久島町におきまして、被災した電気の需要家に対しては、現在、電気事業法第21条第1項ただし書の規定に基づきまして、現行の供給約款等以外の供給条件を特別措置として設定しておりますが、今回の供給約款等の変更に当たっても、3月以降引き続き同一の取り扱いとするために認可申請がなされているものでございます。

1月26日付で電気事業法第66条の10第1項の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対して意見の求めがあったところでございますが、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとさせていただきたいと思っております。

資料3-1に回答の案文について記載させていただいております。供給約款等以外の供給条件の認可については認可することに異存はありませんというものとなっております。

次のページ、認可の意見の照会についての大臣の文書を掲載させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○都築ネットワーク事業監視課長　　そうしましたら、残りのところで資料4と資料5でございます。離島供給約款の特例承認、それから託送供給等約款の特例認可の計4件についてまとめてご説明申し上げます。

それでは、内容的な話に入りたいと思います。まずは、資料4をお開きいただければと思います。

こちらは、託送供給等約款以外の供給条件の認可についてでございます。囲みの下の主なポイントというところをごらんになっていただければと思います。

1つ目の項目でございますが、震災絡みの特例の申請に関するものでございます。申請者は東北電力となっております。東日本大震災の際の原子力事故に伴いまして、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等を受けた電気の使用者を需要者とする供給地点について、現在、託送供給約款以外の供給条件として、工事費負担金の免除を実施していると

ころでございます。

本年4月から適用される託送供給等約款においても引き続き同一の扱いとしていくことが必要となるため、今般、2月12日でございますが、経済産業大臣宛てに託送供給等約款以外の供給条件ということで、特例の認可申請が提出されてきております。特例の内容でございますが、現在の適用と同様に工事負担金等の免除となっております。

申請者からの申請を後ろにつけてございます。ページがないので恐縮ですが、申請者からの申請内容の別紙のところの2ページ目に3項目ほど記載があります。

続きまして、資料の2つ目の項でございます。こちらにつきましては、申請者は東京電力及び関西電力です。前者につきましては臨海副都心地域、後者につきましては南港コスモスクエア地域におきまして、現在、託送約款に定める標準電圧以外の供給ということで、400ボルトでの供給を特例承認を受けて実験的に実施しているところでございます。これらにつきましては、本年4月から適用される託送供給等約款においても引き続き同一の扱いをしていくために、約款以外の供給条件の認可申請が2月12日に提出されているところでございます。こうしたことを受けまして、次の2ページ目をごらんいただければと思います。2月15日付で経済産業大臣から当委員会委員長宛てに第3弾改正電事法の規定に基づきまして意見の求めがございました。そこで、その次の紙でございますけれども、資料4-1にございますように、当委員会として認可することに異論はないという旨の回答を行うことについてお諮りする次第でございます。

資料4については以上でございます。

続きまして、資料5にまいります。やはり囲みの下の主なポイントをごらんいただければと思います。

申請者は、特例認可の1項目めと同じように東北電力でございます。内容的にも震災絡みの特例となっております。1Fの事故に伴いまして、原災法に基づく避難指示等を受けて避難された需要家に対しては、現在、小売供給の供給約款以外の供給条件として「料金及び工事費の精算の免除」を実施しているところでございます。本年4月以降でございますが、避難先が離島になる場合については、離島供給約款が適用されることとなります。そのため、離島に避難された方に対しても引き続き同一の取り扱いが可能になるようにしていくことが必要だということで、離島供給、これは届出制になっているわけなのですが、届け出された離島供給に係る約款以外の供給条件としての特例承認が経済産業大臣に申請されてきているところでございます。

この申請を受けまして、やはり2月15日付で経済産業大臣から当委員会委員長宛てに意見の求めがございましたので、そこで次のページでございますが、資料5—1がございませぬけれども、離島供給約款以外の供給条件の承認については承認することに異存ない旨回答することについてお諮りする次第でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようですね。私もこれでいいと思うのですけれども、まず、資料3のことについては、災害救助法を適用された場合の口座振替割引を取り込むとか、こういうことは災害救助法の場合には自動的にやるようにしてというように、将来的には本則に書いてあるようになったほうがいいのではないのでしょうか。

○新川取引監視課長　まず、資料3、私の説明が拙かったということもございませぬ、災害救助法が適用された場合に、約款に基づかずに支払いをおくらせるとか、そういうルールがあって、それは災害であるがゆえに即日変更認可をするというのが慣例として行われているという状態ではございませぬけれども、今回の資料3については、親の約款のほうが口座振替割引を取り込むというので修正されたので、例外についても一回変更認可が出てきたというものでございまして、そういう意味では非常にテクニカルなものでございませぬ。

○八田委員長　では、これは1回限りなのですね。

○新川取引監視課長　そういう意味では、親がまた変われば出てくるということになりますが、その扱いについては、後ほど資料6のほうで岸課長からご説明いただいておりますが、こういったものの議事の取り扱いについて、改めてまたご相談させていただきたいと思っております。

○八田委員長　わかりました。それから、400ボルトのケースはもうしようがないと思うのですが、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示を受けて避難された人に対する工事負担金の免除も一々やる必要はないのではないかと思います。これは今回変わったからこれを契機にということですか。

○都築ネットワーク事業監視課長　今回の申請内容につきましては、現在、適用されているところに対して、原災法上の扱いが特に変わっているわけではないものですから、そ

れを新しい約款においても、そのまま同じような適用を受けられるようにしておく必要があるということで、それをテクニカルにそのまま引き継げるように特例措置として許認可を行うということでございます。

○八田委員長 自由化に伴って今回1回限りということですね。

○都築ネットワーク事業監視課長 ここについてはそうです。

○八田委員長 だからこれはせざるを得なかったと。同様のことは資料5についてもいえるということですね。これは自由化に伴って、一度やっておかなければいけないことだったと。

では、今度追加して、これは関連して申し上げたいけれども、こういう工事負担金の免除だとか、離島における料金の免除だとかは、社会政策なのですから、基本的には厚労省マターで、これを電気代、あるいは電気事業者に対して負担させるというのは変な話で、将来的には社会政策を担当する予算から、一般財源から出してもらいたいと思うのです。これもそんなに簡単なことではないですけども、将来検討していきたいと思います。

その他もろもろ、全て託送料金だとか、特定の電気事業者に社会政策を負担させていくというのは切りがないと思うので、どこかで直していく必要があるのではないかと思います。

今のは全体についてお認めいただいたものとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。したがって、そのように経済産業大臣に今の検討結果について回答したいと思います。

次の議題、軽微な事項その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれるものの議事の取り扱いについて、事務局からご説明をお願いいたします。岸課長、お願いいたします。

○岸総務課長 総務課長の岸です。資料6です。

ただいまの委員長の大きな問題意識と一部関連しますが、この委員会の役割、進め方との関連で、主なポイントの1にありますように、今回の資料3、4、5は、親亀、子亀の例えでいえば、親亀である供給約款や託送約款などが少々変更されたり、あるいは形式的に新しく移行したりする場合に、子亀の特例について、中身の変更はないにもかかわらず、もう一度、認可、承認を取り直さねばならないというのが現行の電気事業法の法解釈であり、先ほど審議をお願いしたところです。

ただ、こうしたケースで、子亀の特例措置について何ら変更がなく、もともととなる親亀の

供給約款の変更などがなされたときに認可や承認をすることについて、電気の使用者の利益を阻害するかどうかといえば、そのおそれは通常ないと認められると考えます。

今回はただいまご審議いただきましたが、今後も類似の案件が全くないとは言い切れないと考えています。同種の、実質的な議論の余地のない、ハネ改正のようなケースについては、2にあるとおり、こうした軽微な事項など、本委員会の判断を要せずとも電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと認められるものについては、委員長の判断で文書その他の簡易な方法により開催、審議する旨の運営規程の改正をしてはいかがかと考えております。

具体的には、別紙の左側が改正後ですが、運営規程の3において、委員長は、軽微な事項その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれるものの議事のために委員会を招集しなければならない場合など必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる、と記載しています。

なお、2のほうは、委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により議事ができる、とあり、先ほどの災害救助法の特例などは、緊急の必要がある場合として、文書で持ち回り開催という形を緊急の場合にとった上で、次回招集する正式の委員会で報告しておりますが、3の今回の軽微な事項については、委員長の判断で文書開催した後に、必ずしも次回の委員会で改めて報告することは要しないという扱いにしてはいかがかと考えます。

説明は以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。今のご説明に対してご質問、ご意見ございますでしょうか。

○稲垣委員　　3の場合は、公開との関係はどのようになりますか。

○岸総務課長　　2、あるいは3も含めて文書開催ですが、法律で委員会として意見を述べたときは、遅滞なくその内容を公表しなければならないと書いてありますので、文書開催をした後に速やかにホームページ上で、意見の内容については公表したいと考えております。

その上で、次回の委員会で改めて報告はしないという扱いを考えております。

○八田委員長　　これについて、ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、本日もご議論いただきました供給約款等以外の供給条件の認可等のように、本

委員会の判断を要せずとも電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと認められる案件については、本委員会の開催を待つことなく、委員長である私の判断で文書その他の簡易な方法により開催、審議することといたしたいと思います。ただし、ウェブにはすぐ判断結果を公表するという事です。運営規程も提案のとおり改正したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。では、新川さん。

○新川取引監視課長　　まず、お手元に1枚紙を配付させていただきました。小売電気事業者に対する改善指導についてという資料でございます。

小売全面自由化に向けまして、小売電気事業者が行っております営業活動について、相談、問い合わせがコールセンターなどに寄せられております。これまで以下の2つの事例について事実関係の確認、指導を行ったところ、事業者により速やかに改善措置が講じられましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

事例1でございますが、メーターの設置無料を特典として宣伝した例でございます。小売電気事業者Aの代理店Bの店舗におきまして、事業者Aの切りかえの特典としてスマートメーターの設置が無料があると宣伝しているとして通報がございました。スマートメーターの設置は原則無料で行われますので、特典とはいえないという状況でございます。

小売電気事業者Aによりますと、スマートメーターへの切りかえ無料を切りかえの特典として店頭で宣伝していた点について、既に問題と認識し撤去を指示していたが、一部店舗で徹底されていなかったという報告がございました。小売電気事業者Aから代理店Bに対して、改めて当該広告媒体の撤去について指導を行ったと報告を受けております。

事例2でございますが、代理店の説明内容が誤解を招いた例でございます。小売電気事業者Cの代理店Dの社員が個人の需要家に勧誘の営業を行った際に、3月末までに新たな契約を決めないと電気がとまる旨の説明を行っているという相談がコールセンター宛てにございました。

小売電気事業者Cから代理店Dに対して事実確認を行ったところ、代理店Dによると、3月末までに申し込まないとセット割引が適用できないという説明について、需要家の誤解を招いたということでありまして、代理店Dから当該需要家に謝罪して改めて説明を実施したということでございます。

これらは個別に改善勧告を打っているものではございませんが、私どもとしてはコール

センターに連絡があったような案件で問題があるもの、もしくは私ども取引監視委員会の直通にご連絡いただいたような案件で問題があったものにつきましては、改善措置を講じ、必要に応じ改善勧告、または大臣に対して改善命令の建議等を行っていきたいと思っております。

また、国民生活センターとも、このたび八田委員長に協力の取り決めに結んでいただきましたところでございますが、そちらから入ってきた情報でも問題がありましたら同様に速やかに改善措置をとり、そして、必要に応じてこういった形で周知を図って、他の事業者が同様の事例を起こさないように徹底していきたくと考えております。

ご報告は以上でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。ということは、コールセンターに寄せられた相談、問い合わせというのはこっちでフォローしているということですね。

○新川取引監視課長 自由化のコールセンターでございますが、コールセンターには1日20から30ぐらいのお問い合わせをいただいております、消費者トラブルは1日に1つ、もしくは2日に1つぐらいのペースで、多くは自由化の制度とはどういうものかとか、私のところで売っている事業者を教えてくださいとか、そういう問い合わせでございますけれども、毎朝、その内容について報告を受けておりますので、その内容を確認し、問題がある事例があれば即座に対応している次第でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。これについては……稲垣委員。

○稲垣委員 お願いがあります。事務局においては、こうした一つ一つの事案について取り上げているということについては大変頼もしく思いますし、ぜひ厳格な取り組みを徹底して進めてもらいたいということが1つ。

もう1つ、広報についてですが、こうした一見子細に見える事柄についても、本質的に重要な事柄については、やはりこうした取り組みを委員会、それから事務局を挙げて取り組んでいるということを報道機関や事業者には徹底して伝えていただきたい。また、報道機関にはこれを社会に伝えるようお願いしていただきたいというようにお願いがあります。

これは事例1、2については、いずれも小売市場の競争環境における虚偽の説明があったということ、実は本来は小売事業者Aが把握しなければいけない、ガバナンスができていなければいけないわけですが、それが実は把握できていなかったという実情を示しています。しかもコールセンター経由でこちらに入ってくるということ自体が小売事業者の

カバナンスの不徹底なり不備がもうこのようになっている。暗数を含めると相当あるのではないかと思われるわけです。

そういう意味では、小売事業者のガバナンスはまだ甘いという状況なので、そこは徹底した監視、それからやはりこうした仕組みが功を奏しているということが国民に広く伝わらなければいけないので、ぜひ報道機関とも連携して広く伝えていただきたいと思います。

以上です。

○八田委員長 林委員は何かありますか。

○林委員 ありがとうございます。今、稲垣委員がおっしゃるとおり、実は情報を全部公表できないということもあるのですけれども、我々自身は情報をしっかり監視して、対応とか措置を厳しくやるということの体制を組んでおります。これから多分ますます小売事業者の方々にこういう対応をした場合、我々がやはりきちっとやるということと、場合によっては非常に厳しい対応をとらざるを得ないということを考えていただきまして、小売事業者の方々も襟を正してきちっとした形でちゃんと消費者に対応されないと、先日も消費者に対する説明をしましたが、消費者の方々はすごく不安がっておりまして、高齢者の方々は詐欺をされるのではないかとか正しい情報はどうかという市民の皆様の声を我々は受けています。

そういった意味でも我々は凜として、こういうことに関してはしっかり事業者に対して対応していかなければいけないし、そういうものを発信していかなければいけないと思っています。そういう体制を社会に発信していくということをしっかりやっていきたいと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

○新川取引監視課長 ご指導を仰ぎながら、しっかりと厳格に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。ほかにはございせんか。林委員。

○林委員 申しわけございせん。もう一件、今、小売事業者の登録とか小売供給の登録が多分かなりふえていると思うのです。きょうはなかったのですけれども、審査状況について口頭で現状の段階を教えていただければと思います。

○新川取引監視課長 ありがとうございます。きょうは第1部として、先ほど非公開で開かせていただきましたほうで、小売事業者の登録について決定いただき、この会議が終わりましたらプレスリリースを行って、ホームページにも張り出したいと考えておりますが、昨日時点で312件の申請をいただいております。小売電気事業等と呼んでおりますが、

小売電気事業が303件、小売供給が9件で合計312件の登録の申請がございまして、委員会には291件の意見照会をいただいているところでございます。

これまで171件について、私どもでは経済産業大臣に意見の回答を行っていたところでございますが、本日、32件について回答するというので、先ほどご了解をいただきましたので、合計203件を回答させていただくということになります。200件が小売電気事業、3件が小売供給でございます。

これによりまして、全体312を分母としますと、203件、65%に相当するものについては回答済みとなります。未回答のうち、標準処理期間内のものが43件、14%、標準処理期間を超えているものが45件、14%、まだ意見照会をいただいていないものが21件、7%となっております。

これは私どもも引き続き4月の自由化の開始に向けて審査のスピードを上げておりますが、事業者によって回答の早い方、遅い方がいらっしゃいます。必要以上にせかすわけにもいかないということでございますので、事業者にご照会し、回答し、放置されないように必要なフォローアップを行いながら進めているところでございます。

なお、本日、回答を行わせていただいたうち、最も申請日が近いものにつきましては、1月22日付の申請をいただいたものについて回答させていただいているということで、一番早いものは1ヵ月を切っているという状況でございます。

以上でございます。

○八田委員長 きょうは200件超えたという記念すべき日……

○新川取引監視課長 200件ちょうどでございます。

○八田委員長 それから、問い合わせに対して答えたところに対しては、こちらは迅速に処理しているということですね。

○新川取引監視課長 はい。

○八田委員長 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

では、岸課長、お願いします。

○岸総務課長 次回日程につきましては、また改めて調整いたしまして、ご連絡申し上げます。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、本委員会を終了いたします。

—了—